

令和4年度

府有地売払い（一般競争入札）のご案内



京 都 府

総務部 府有資産活用課

目 次

▶	はじめに	1
	令和4年度 売払い物件一覧表	
▶	府有地売払い（一般競争入札）のながれ	2
1	申込み手続	3～6
	申込書等記入例	7～10
2	現地説明会	11
3	入札	12～19
4	契約の締結	20
5	売買代金の支払い	20
6	所有権の移転登記	21
▶	令和4年度 府有財産売払入札要綱	22～28
▶	府有財産売買契約書（案①）	29～31
▶	府有財産売買契約書（案②）	32～34
▶	物件調書	35～86
▶	申込書	87
▶	役員等一覧表	89
▶	誓約書	91
▶	委任状	93
▶	現地説明会参加申込書	95
▶	入札書記入例	97
▶	お問い合わせ先・受付	98

〔 は じ め に 〕

- 京都府では、このたび次の府有地を一般競争入札により売払いいたします。
- 一般競争入札による府有地の売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、京都府があらかじめ決めた価格(以下「予定価格」という。)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。
- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
この「案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。

【 令和4年度 売払い物件一覧表 】

物件番号	物件所在地	土地	建物	予定価格	備考	入札日時・入札会場
1	木津川市木津内田山40番1	42.00 m ²	無	150 千円		令和4年11月22日(火) 午前11時 京都府庁旧本館 1階 第1会議室
2	京田辺市河原神谷69番14	1,070.20 m ²	無	40,690 千円		
3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2	995.58 m ²	有 延べ床面積 463.32 m ²	10,420 千円	売却 条件付	
4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6	279.56 m ²	有 延べ床面積 108.00 m ²	10 千円		
5	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	247.24 m ²	有 延べ床面積 180.00 m ²	10 千円		令和4年11月25日(金) 午前11時 中丹広域振興局舞鶴総合庁舎 3階 第1会議室
6	宮津市字滝馬小字山崎209番	1,031.69 m ²	有 延べ床面積 279.54 m ²	1,770 千円		
7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26	325.00 m ²	有 延べ床面積 207.44 m ²	7,710 千円		

- ※ 都合により入札を中止する場合があります。中止の場合は、入札中止の公告を京都府ホームページにおいて行います。
- ※ 入札当日の受付は、午前10時から行います。受付は、早めにお済ませいただきますようご協力をお願いします。

府有地売払い（一般競争入札）のながれ

1 申込み手続（3～10P）

(1) 郵送申込受付期間

令和4年9月22日（木）～令和4年10月31日（月）必着

(2) 持参申込受付期間

令和4年9月22日（木）～令和4年10月31日（月）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 現地説明会（11P）

令和4年10月12日（水）、14日（金）
物件所在地で行います。

3 入札（12～19P）

(1) 物件番号1～4

○日時：令和4年11月22日（火）午前11時

○会場：京都府庁旧本館1階 第1会議室
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）（14P）

(2) 物件番号5～7

○日時：令和4年11月25日（金）午前11時

○会場：中丹広域振興局舞鶴総合庁舎3階 第1会議室
（舞鶴市字浜2020番地）（15P）

※ 入札に際しては、**入札保証金をご準備ください**（16～17P）

4 契約の締結（20P）

- ・落札された方は、落札の決定を留保した場合を除き、物件番号1～4は令和4年12月12日（月）、物件番号5～7は令和4年12月15日（木）までに契約を締結してください。
- ・落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知します。
- ・契約書は物件番号1、2、4～7は案①を、物件番号3は案②を使用します。（29～34P）
- ・売買契約書（京都府保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

5 売買代金の支払い（20P）

契約締結までに、契約保証金を納付し、物件番号1～4は令和5年1月10日（火）、物件番号5～7は令和5年1月13日（金）までに売買代金を納付してください。

※入札保証金は、契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は、売買代金の一部と対当額で相殺され、京都府に帰属するものとします。

6 所有権の移転登記（21P）

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

登記の手続は、京都府が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要するすべての費用は、落札者の負担となります。

1 申込み手続

申込用紙の配布

- 期 間 ・ 令和4年9月22日（木）から令和4年10月31日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 場 所 ・ 京都府庁（府有資産活用課）
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館1階）
府有資産活用課ホームページからダウンロードできます。
<令和4年度府有地売払い一般競争入札のご案内>
<https://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/202211nyuusatsukoukoku.html>
（京都府ホームページからもアクセス可）
 - ・ 各広域振興局総合庁舎（府内11箇所）
 - ・ 各府税事務所、自動車税管理事務所（府内4箇所）

申込資格

- ・ 入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる【申込みのできない方】に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。
- ・ 申込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- ・ 2名以上の共有名義で参加することもできます。

【申込みのできない方】（次の1から7までのいずれかに該当する方は、申込みできません。）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法という。）」第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - (1) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 3 前記2に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- 4 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- 5 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 6 令和4年度府有財産売払入札要綱の内容を承諾せず、順守できない者
- 7 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

申込方法

- ※1 申込みの方法は、郵送と持参の2通りがあります。
- ※2 申込書の記入は、7～10ページを参照してください。

1 必要書類

- ・ 申込書（87ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）ただし、法人の場合は、登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表（89ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 誓約書（91ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ・ 返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

2 申込期間

令和4年9月22日（木）～令和4年10月31日（月）

3 申込方法

(1) 持参

平日の午前9時から午後5時までに持参すること。（正午から午後1時までを除く。）

(2) 郵送

必ず「簡易書留」で郵送するとともに、提出期間内に**必着**とすること。

4 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁2号館1階）
京都府総務部府有資産活用課
電話 075-414-5434 FAX 075-414-5450

5 その他

次のいずれかに該当する申込みは受け付けできませんので、ご注意ください。

- (1) 申込受付期間を過ぎてから本府に到達したもの
- (2) 申込書、役員等一覧表及び誓約書の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの
- (3) 申込に必要な添付書類が不足しているもの
- (4) どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なもの

〈 様 式 〉

令和4年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒 ）
（ 所 在 地 ）

ふりがな
氏 名

（法人名及び代表者名）
電話番号

印

（印鑑証明印）

【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所（〒 ）

ふりがな
氏 名

印

（印鑑証明印）

共 有 者 住 所（〒 ）

ふりがな
氏 名

印

（印鑑証明印）

次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物件所在地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
1	木津川市木津内田山40番1	令和4年11月22日（火）	午前11時
2	京田辺市河原神谷69番14		
3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2		
4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6		
5	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	令和4年11月25日（金）	午前11時
6	宮津市字滝馬小字山崎209番		
7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26		

＜添付書類＞・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）
ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表〔別紙様式〕
・誓約書〔別紙様式〕
・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

役員等一覧表

照会番号

法 人 名			
代 表 者			
所 在 地			
役職名	氏 名 <small>ふ り が な</small>	性別	生年月日
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】に記載されている役員全員」
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

〈様式〉 《記入例》 個人の場合

令和4年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申込者住所（〒〇〇〇〇－〇〇〇〇）
 （所在地） 京都市〇〇区△△町1－2－3
 氏名 京 都 太 郎
 （法人名及び代表者名）
 電話番号 075-〇〇〇-〇〇〇〇



【共有名義の場合】

共有者住所（〒 - ）
 氏名



共有者住所（〒 - ）
 氏名



次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件番号	物件所在地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
①	木津川市木津内田山40番1	令和4年11月22日（火）	午前11時
2	京田辺市河原神谷69番14		
3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2		
4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6		
5	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	令和4年11月25日（金）	午前11時
6	宮津市字滝馬小字山崎209番		
7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26		

- ＜添付書類＞・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）
 ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表〔別紙様式〕
 ・誓約書〔別紙様式〕
 ・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
 ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
 ・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
 入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

〈様式〉 **《記入例》法人で、複数物件に申し込む場合**
令和4年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申込者住所(〒〇〇〇-〇〇〇〇)
 (所在地) **京都市〇〇区△△町1-2-3**
 氏名 **株式会社 ○△不動産**
 (法人名及び代表者名) **代表取締役社長 ○△次郎**
 電話番号 **075-〇〇〇-〇〇〇〇**



【共有名義の場合】

共有者住所(〒 -)

氏名



共有者住所(〒 -)

氏名



次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件番号	物件所在地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
①	木津川市木津内田山40番1	令和4年11月22日(火)	午前11時
②	京田辺市河原神谷69番14		
3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2		
4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6		
5	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	令和4年11月25日(金)	午前11時
6	宮津市字滝馬小字山崎209番		
7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26		

- 〈添付書類〉・住民票の写し(本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号(マイナンバー)は記載不要)
 ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】(発行日から3ヶ月以内のもの)、役員等一覧表[別紙様式]
 ・誓約書[別紙様式]
 ・印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 ただし、法人の場合は印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 ・返信用封筒(定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの)

- ※ 共有名義で申し込まれる場合
 ○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。
 ○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。
 ※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑登録されているものに限る。)を押印してください。

**(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。
 入札当日に必ず持参してください。**

受 付 印

〈様式〉 《記入例》共有名義の場合

令和4年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申込者住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
 (所在地) 京都市〇〇区△△町1-2-3
 氏名 京 都 太 郎
 (法人名及び代表者名)
 電話番号 075-〇〇〇-〇〇〇〇



【共有名義の場合】

共有者住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
 京都市〇〇区△△町1-2-3
 氏名 京 都 花 子



共有者住所 (〒 -)
 氏名



次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件番号	物件所在地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
1	木津川市木津内田山40番1	令和4年11月22日(火)	午前11時
2	京田辺市河原神谷69番14		
3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2		
4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6		
⑤	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	令和4年11月25日(金)	午前11時
6	宮津市字滝馬小字山崎209番		
7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26		

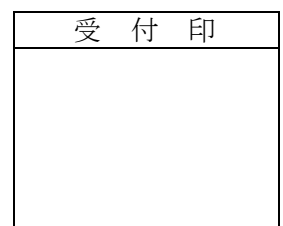
- 〈添付書類〉・住民票の写し(本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号(マイナンバー)は記載不要)
 ただし、法人の場合は登記事項証明書【**現在事項全部証明書**】(発行日から3ヶ月以内のもの)、役員等一覧表[別紙様式]
 ・誓約書[別紙様式]
 ・印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 ただし、法人の場合は印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 ・返信用封筒(定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの)

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑登録されているものに限る。)を押印してください。

(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。
 入札当日に必ず持参してください。



《記入例》

[別紙様式] (法人用)

役員等一覧表

照会番号

法人名	株式会社 ○○○○		
代表者	代表取締役 ○○ ○○		
所在地	○○市○○町○○番地		
役職名	氏 名	性別	生年月日
代表取締役	きょうと たろう 京都 太郎	男	明治・大正 25年 5月 13日 昭和・平成
取締役	きょうと じろう 京都 次郎	男	明治・大正 30年 2月 12日 昭和・平成
常務取締役	からすま いちろう 烏丸 一郎	男	明治・大正 35年 12月 20日 昭和・平成
監査役	きょうと はなこ 京都 花子	女	明治・大正 40年 8月 9日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員」
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

2 現地説明会

物件の引渡しは現状のままで行いますので、事前に現地の確認をしてください。
なお、物件の現地説明会を以下のとおり行いますので、ご参加ください。

○ 場所及び日時

物件番号	説明場所（物件所在地と同じ）	説明日時（各30分程度）	
1	木津川市木津内田山40番1	令和4年10月12日(水)	午前10時
2	京田辺市河原神谷69番14	〃	午前11時
3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2	〃	午後1時30分
4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6	〃	午後3時
5	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	令和4年10月14日(金)	午前11時
6	宮津市字滝馬小字山崎209番	〃	午後1時10分
7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26	〃	午後2時30分

※ 駐車場を設けておりませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用いただくか、付近のコインパーキング等をご利用ください。

※ 現地説明会は、事前申込制とします。以下の申込期限までにお申し込みがない物件については、説明会を実施致しません。

○ 申込方法

現地説明会参加申込書（95ページ）に記載の上、メールまたはFAXでお申し込みください。

メールアドレス：huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

FAX番号：075-414-5450

○ 申込期限

物件番号1～4：10月7日（金）午後5時

物件番号5～7：10月12日（水）午後5時

参考資料の縦覧

○日時 令和4年9月22日（木）から令和4年10月31日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

縦覧時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

○場所 京都府総務部府有資産活用課（京都府庁2号館1階）

※参考資料の複写はできません。

3 入札

○ 入札日時及び会場 ※「入札会場案内図」（14、15ページ）を参照してください。

物件 番号	物件所在地	入札日時及び会場
1	木津川市木津内田山40番1	令和4年11月22日（火）午前11時 京都府庁旧本館 1階 第1会議室
2	京田辺市河原神谷69番14	
3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2	
4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6	
5	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	令和4年11月25日（金）午前11時 中丹広域振興局舞鶴総合庁舎 3階 第1会議室
6	宮津市字滝馬小字山崎209番	
7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26	

※ 駐車場の確保がありませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。

新型コロナウイルス感染対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、以下の対策へのご協力をお願いします。

- ・ 3密を回避するため、他の入札参加者等との**対人距離（1m目安）の確保**
- ・ **マスクの着用徹底及び手指消毒の実施**
- ・ 受付時の**体温チェックの実施**
- ・ **発熱又は、咳・咽頭痛（軽度の場合を含む）等の症状がある方はご来場をご遠慮ください。**

（代理人の方が委任状を持参してご来場ください。）

- ・ その他、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに基づき、対策を実施しますので、ご協力をお願いします。

受付

- ・ 入札当日の受付は、**午前10時**から行います。
- ・ 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませください。
- ・ 入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ・ 会場の都合により、入室できる方は、2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

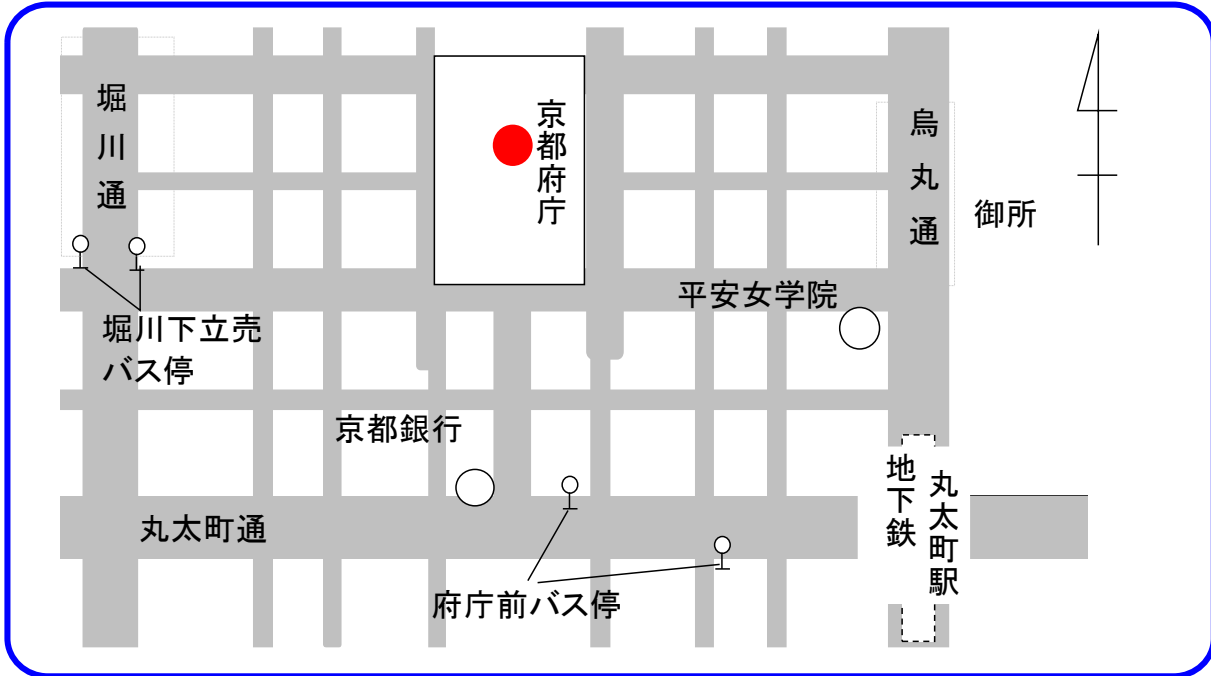
○ 当日に持参していただくもの

- (1) 令和4年度 一般競争入札申込書（参加証）（受付印が押印されたもの）
- (2) 入札保証金（16～17ページを参照）
入札保証金は保証小切手で納付してください。
なお、営業者（営利法人又は不動産業者等である個人）の場合は、入札保証金返還時の領収書に必要となるため、収入印紙（200円）をお持ちください。
- (3) 委任状（代理人の方が参加される場合のみ）
本書に添付のもの（93ページ。コピー可）を使用して作成し、持参してください。
（代理人の印鑑登録証明書の添付不要）
- (4) 印鑑
個人、法人とも印鑑登録されているものに限り、法人の場合は代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を持参してください。
なお、代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。
- (5) 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- (6) マスク
- (7) 本書（『令和4年度 府有地売払い（一般競争入札）のご案内ー』）

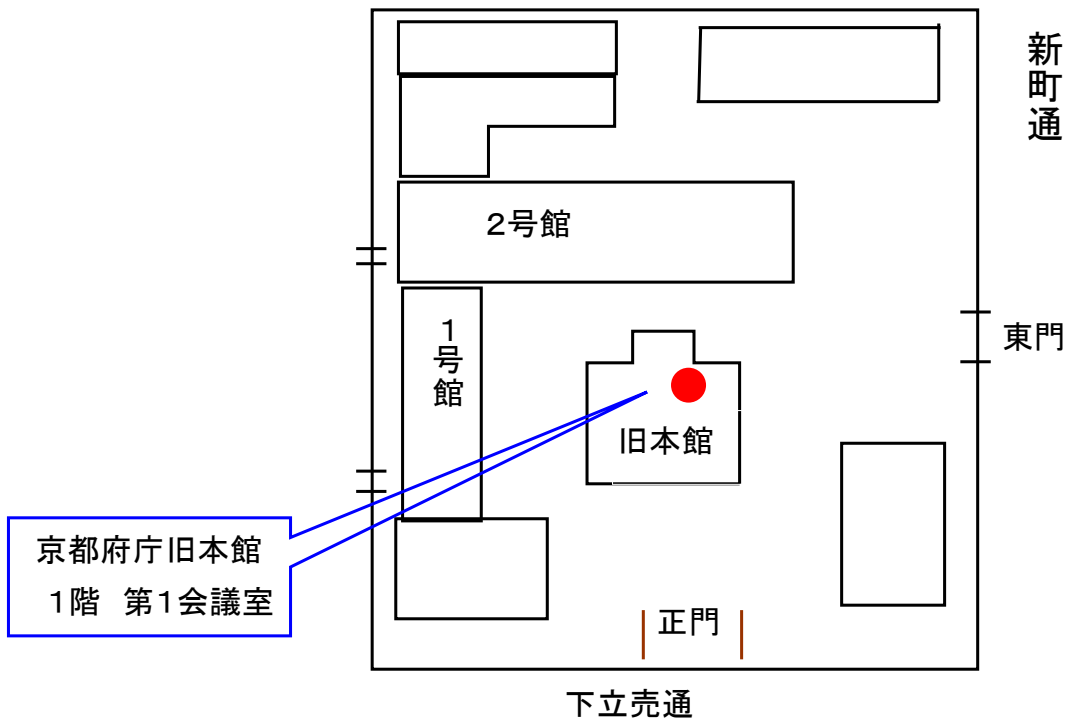
※提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

入札会場案内図

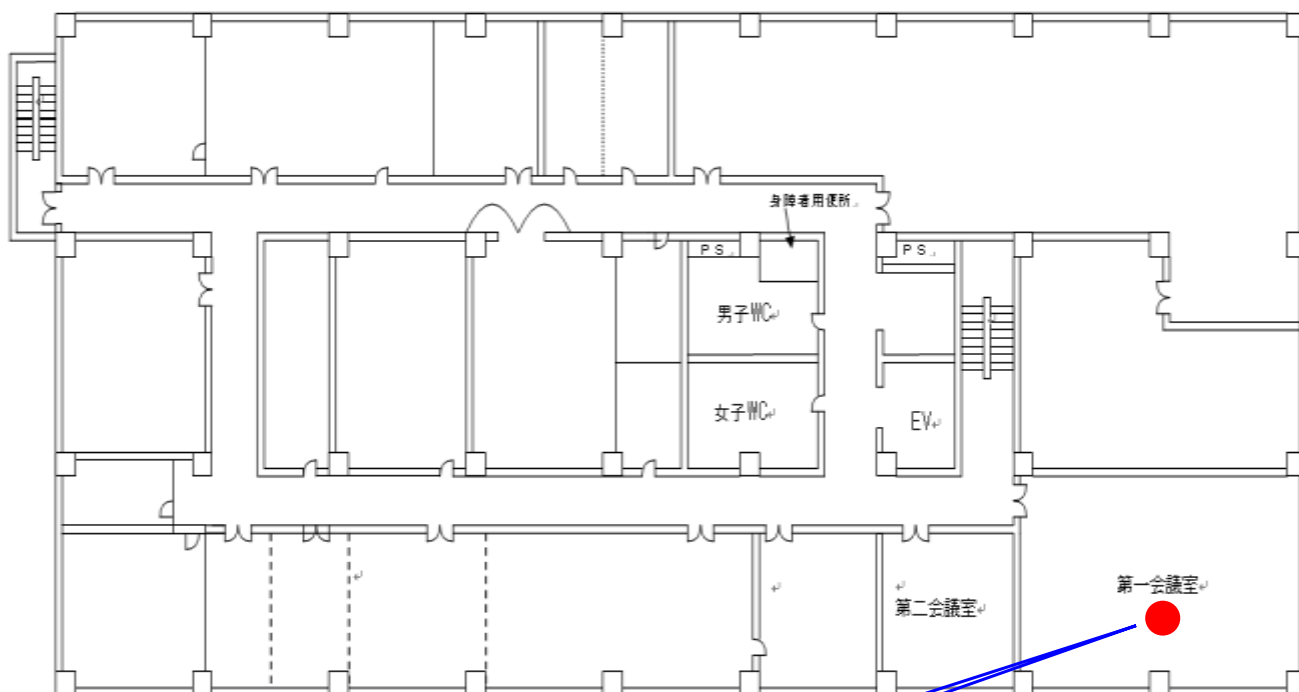
- ◆ 物件番号 1～4
京都府庁旧本館 1階 第1会議室
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)



(府庁内の拡大図)



- ◆ 物件番号 5 ~ 7
 中丹広域振興局舞鶴総合庁舎 3階 第1会議室
 (舞鶴市字浜2020番地)



第1会議室

舞鶴総合庁舎 3階 (平面図)

入札保証金の納付

- 1 入札に参加される方には、入札当日の受付時に、入札保証金を納付していただきます。
- 2 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の5以上の額を納付してください。
- 3 予定価格（1ページ及び物件調書に記載）を下回る額の入札は無効になりますので、それを見越したうえで、〔例〕のように、必要な金額を納付するようにしてください。

〔例〕

（予定価格）

99,000,000円

（入札しようとする金額）

（入札保証金）

$$100,000,000円 \times \frac{5}{100} = 5,000,000円以上$$

- 4 入札保証金は**保証小切手**（17ページを参照）で納付してください。
- 5 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、速やかにお返しいたしますが、営業者（営利法人又は不動産業者等である個人）の方は、入札保証金返還時の領収書に収入印紙（200円）が必要となりますので当日御持参ください。

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当するものとします。

なお、入札保証金には利息を付しません。

- 6 落札決定を留保した場合^(注)は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。

ただし、開札後、入札参加者から落札者決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合には、入札保証金を返還します。

（注） 府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が、令和4年度 府有財産売払入札要綱（以下「入札要綱」という。）第4(1)及び(2)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きを実施しますが、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、落札者の決定を留保します。

- 7 落札者が落札物件の売買契約を締結しない場合（落札後、入札要綱第3及び第4に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。

保証小切手の見本

入札保証金を保証小切手で納付される際には、以下の点に留意願います。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、振出人、支払人とも同一金融機関です。

一般には、金融機関に現金を持参することにより、作成することができます。この場合、金融機関所定の手数料が必要となります。

保証小切手を作成される際には、このページを金融機関の窓口にお示しになり、次のとおり小切手を振り出してもらうようにしてください。

小 切 手		銀行 渡 り
全国 0000 0000-000		
支払地 ○○市	○○市△△町□□ ◇◇銀行▽▽支店	二次元 コード
¥ 1 2 , 3 4 5 , 6 7 8 ※		
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人 様へお支払い下さい。		
振出日 令和 年 月 日		
振出地 ○○市	振出人 ◇◇銀行▽▽支店	

(注) 1 振出人、支払人及び振出日について

電子交換所に加盟する金融機関※で、京都府内の支店が振り出す小切手で、振出日から5日以内のものに限る。

2 受取人について

持参人払いとしてください。

※ 一般社団法人全国銀行協会 HP「電子交換所システムの稼動について」の下部にある別添資料「(Excel ファイル) 電子交換所参加銀行一覧」をご参照ください。

(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n071901/>)

入札に当たっての注意事項

- 1 入札書は、入札当日にお渡しいたします。
- 2 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑（個人、法人とも印鑑登録されているものに限ります。）を押印してください。

代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。

- 3 入札書への金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 4 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 **次のいずれかに該当する入札は無効とします。**

(1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、京都府の確認を

得ないで代理人がした入札

- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 入札要綱に違反した入札

開札、落札者の決定

- 1 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、**京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格**をもって入札した方を落札者とします。

ただし、府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が入札要綱第4(1)及び(2)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。
 - (2) (1)に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

ただし、当該くじ引きにより決定した落札候補者が入札要綱第4(1)及び(2)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、落札者の決定を留保します。
- 3 落札者の決定後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、入札者にお知らせします。

また、落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を京都府ホームページ等において公表します。

さらに、落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表します。

4 契約の締結

- 1 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- 2 落札者は、落札の決定を留保した場合を除き、**物件番号1～4は令和4年12月12日(月)、物件番号5～7は令和4年12月15日(木)までに契約を締結してください。**
- 3 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 4 契約を締結する際には、実印、印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)、住民票の写し(個人の場合。本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号(マイナンバー)は記載不要。)、登記事項証明書【**現在事項全部証明書**】(法人の場合。発行日から3ヶ月以内のもの)が必要となります。
- 5 売買契約書(京都府保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- 6 落札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

5 売買代金の支払い

- 1 売買代金の支払い方法は、次のとおりです。
売買契約締結までに、契約保証金を納付し、物件番号1～4は令和5年1月10日(火)、物件番号5～7は令和5年1月13日(金)までに、売買代金を納付してください。
 - ・ 契約書は、物件番号1、2、4～7は「府有財産売買契約書(案①)」を、物件番号3は「府有財産売買契約書(案②)」を使用します。
 - ・ 契約締結までに契約保証金(売買代金の100分の10に相当する額)の支払いが必要です。
なお、入札保証金は契約保証金に充当しますので、差額をお支払いください。
 - ・ 売買代金の支払いに当たっては、契約保証金は売買代金の一部に充当しますので、差額をお支払いください。
 - ・ 契約締結後、差額の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 2 **購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。**

6 所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- 2 所有権移転登記の手続は、京都府が行います。
- 3 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 4 登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担となります。
- 5 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

その他の注意事項

- 1 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び京都府、市町村の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 2 (1) 落札者が、消費者契約法（平成12年法律第61号）*第2条第1項に規定する消費者の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、落札者はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができます。
(2) 落札者が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、京都府の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者が負担するものとします。
上記の場合においても、落札者は、前項の理由をもって契約の解除をすることができません。
- 3 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

※ 消費者契約法（抜粋）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

令和4年度 府有財産売払入札要綱

【入札物件】

第1 売払いをする府有財産は、別掲（令和4年度府有地売払い物件一覧表）のとおりとする。

ただし、京都府の都合により途中で入札を中止することとした場合は、京都府ホームページにより中止の公告を行う。

2 本売払いは登記簿の面積（未登記の建物は京都府において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

【参加申込み】

第2 入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、所定の書類及び方法により、所定の期日までに参加の申込みを行わなければならない。

【入札に参加できない者】

第3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

【入札参加資格を有しない者】

第4 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ロ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(ハ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(2) 前記(1)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(5) 本入札要綱の内容を承諾せず、順守できない者

(6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

【留意事項】

第5 入札希望者は、この入札要綱、物件調書及び府有財産売買契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。

2 入札、入札保証金及び契約保証金の納付並びに売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

【物件の確認】

第6 現地説明及び参考資料の縦覧は、別掲の日時及び場所において行う。

2 入札希望者は、申込みの前に現地の確認を行うものとする。

【入札日時及び会場】

第7 入札は、別掲の日時及び場所において行う。

【入札保証金】

第8 入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）の額を納めなければならない。

【入札】

第9 入札は、入札当日に配付する所定の入札書により行う。

2 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、別掲の様式により委任状を提出しなければならない。

【入札書の書き方】

第10 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の実印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印するものとする。

2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付けるものとする。

【入札書の書換え禁止等】

第11 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

【入札の無効事由】

第12 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、京都府の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 本入札要綱に違反した入札

【開札】

第13 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

【落札者の決定方法】

第14 落札者の決定は、次の方法による。

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、府の予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者が、第4(1)及び(2)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保する。当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

(2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

ただし、くじ引きにより決定した落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、落札者の決定を留保する。

【入札結果の公表】

第15 開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び落札金額を入札者に知らせるものとする。

2 落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区別を京都府ホームページにおいて公表する。

3 落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表する。

【入札の変更等】

第16 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

【入札保証金の還付等】

第17 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された小切手を含む。以下同じ。）は、落札者を除き、入札終了後速やかに還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

【入札保証金の帰属】

第18 落札者が契約を締結しない場合（落札後、本入札要綱第3及び第4に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金とし京都府に帰属するものとする。

※ 落札者が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合

【契約不適合の責任】

第19 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、京都府は、落札者に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 落札者が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合

【契約不適合の責任】

第19 落札者は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

【契約の締結】

第20 京都府と落札者との売買契約は、物件番号1～4は令和4年12月12日（月）、物件番号5～7は令和4年12月15日（木）までに、京都府総務部府有資産活用課において、物件番号1、2、4～8は別添府有財産売買契約書(案①)、物件番号3は別添府有財産売買契約書（案②）に基づき締結するものとする。

なお、落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知する。

- 2 落札者は、府有財産売買契約書に基づき締結しようとするときは、契約締結までに売買代金の100分の10（1円未満切上げ。）に相当する額を契約保証金として納付し、物件番号1～4は令和5年1月10日（火）、物件番号5～7は令和5年1月13日（金）までに売買代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に充当し、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は売買代金の一部と対当額で相殺され、京都府に帰属するものとする。
- 3 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

【契約上の特約】

第21 落札者は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- 2 **【物件番号3のみ】** 京都府は、落札者に対し、売買物件のうち位置指定道路の利用に係る京都府の近隣地権者への承諾事項を継承させ、落札者はこれを承継する。この場合において、当該利用を理由として利用料その他の対価を求めてはならない。
- 3 **【物件番号3のみ】** 落札者は、売買物件を第三者に譲渡し、又は地上権、賃借権その他の売買物件に関する権利の設定等を行う場合、当該第三者に対し、前項に基づき落札者が京都府に対して負う一切の義務を承継させ又は落札者と同等の義務を負わせるものとする。
- 4 京都府は、落札者の第1項（物件番号3の落札者の場合、第1項から第3項まで）に定める義務の履行を把握するため、必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。
- 5 京都府は、落札者の売買物件についての利用状況を把握するため、必要と認めるときは、落札者に売買物件の利用状況等の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えさせて報告をさせることができる。
- 6 落札者は、正当な理由なく第4項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。
- 7 落札者は、第1項（物件番号3の落札者は第1項から第3項まで）に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として京都府に支払わなければならない。
- 8 **【物件番号3のみ】** 落札者が第1項から第3項までに定める義務に違反したときは、京都府は物件を買い戻すことができる。

9 落札者は、第4項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として京都府に支払わなければならない。

【契約保証金の帰属】

第22 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として京都府に帰属するものとする。

【所有権の移転時期】

第23 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。

2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

【落札者の譲渡制限】

第24 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

【公租公課等】

第25 落札物件の売買に係る売買契約書等作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

【遵守事項】

第26 入札者は、本入札要綱のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

別掲内容

1 令和4年度府有地売払い物件一覧表

場所	物件番号	物件所在地	土地	建物	予定価格
南 部	1	木津川市木津内田山40番1	42.00 m ²	無	150 千円
	2	京田辺市河原神谷69番14	1,070.20 m ²	無	40,690 千円
	3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2	995.58 m ²	有 (延べ床面積 463.32 m ²)	10,420 千円
	4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6	279.56 m ²	有 (延べ床面積 108.00 m ²)	10 千円
北 部	5	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	247.24 m ²	有 (延べ床面積 180.00 m ²)	10 千円
	6	宮津市字滝馬小字山崎209番	1,031.69 m ²	有 (延べ床面積 279.54 m ²)	1,770 千円
	7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26	325.00 m ²	有 (延べ床面積 207.44 m ²)	7,710 千円

※ 都合により入札を中止する場合があります。中止の場合は、入札中止の公告を京都府ホームページにおいて行います。

2 現地説明会日時・場所

(1) 開催日時

ア 物件番号1～4

令和4年10月12日(水)

物件番号1 午前10時から午前10時30分まで

物件番号2 午前11時から午前11時30分まで

物件番号3 午後1時30分から午後2時まで

物件番号4 午後3時から午後3時30分まで

イ 物件番号5～7

令和4年10月14日(金)

物件番号5 午前11時から午前11時30分まで

物件番号6 午後1時10分から午後1時40分まで

物件番号7 午後2時30分から午後3時まで

(2) 場所

物件の所在地

3 参考資料縦覧日時・場所

○日時

令和4年9月22日（木）から令和4年10月31日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

縦覧時間：午前9時～正午
午後1時～午後5時

○場所

京都府総務部府有資産活用課（京都府庁2号館1階）

・参考資料の複写はできません。

4 入札日時・場所一覧

場所	物件番号	物件所在地	入札日及び会場
南 部	1	木津川市木津内田山40番1	令和4年11月22日（火） 午前11時 京都府庁旧本館 1階 第1会議室
	2	京田辺市河原神谷69番14	
	3	南丹市八木町大藪折戸15番1、15番2、16番2	
	4	南丹市美山町上平屋盆徳14番3、14番6	
北 部	5	京丹後市峰山町杉谷小字谷替512番8	令和4年11月25日（金） 午前11時 中丹広域振興局舞鶴総合庁舎 3階 第1会議室
	6	宮津市字滝馬小字山崎209番	
	7	舞鶴市字小倉小字五反田280番26	

【物件番号 1、2、4～7 で使用】

府有財産売買契約書（案①）

（収入印紙）

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	数量（公簿面積）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

- 2 前項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、令和5年 月 日までに甲に支払わなければならない。

- 2 乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金は売買代金の一部と対等額で相殺され、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

- 2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

- 2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（風俗営業等の禁止）

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合

(危険負担)

第11条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

(契約不適合責任)

第12条 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合

(危険負担等)

第11条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときはその損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から既に受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第16条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京 都 府
知 事

乙

※本契約書は、物件調書と一体で綴じることとする。

【物件3のみで使用】

府有財産売買契約書（案②）

（収入印紙）

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	数量（公簿面積）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、令和5年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金は売買代金の一部と対等額で相殺され、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（風俗営業等の禁止）

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(売買物件内の位置指定道路に関する事項)

第9条 甲は、乙に対し、売買物件の内の位置指定道路の利用に係る甲の近隣地権者への承諾事項を継承させ、乙はこれを承継する。この場合において、当該利用を理由として利用料その他の対価を求めてはならない。

2 乙は、売買物件を第三者に譲渡し、又は地上権、賃借権その他の売買物件に関する権利の設定等を行う場合、当該第三者に対し、前項に基づき乙が甲に対して負う一切の義務を承継させ又は乙と同等の義務を負わせるものとする。

(実地調査等)

第10条 甲は、乙の第8条又は第9条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条又は第9条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(買戻しの特約)

第12条 甲は、乙が第9条の規定に違反したときは、売買物件を買い戻すことができる。

2 前項の規定により、買戻しをすることができる期間は、売買物件の所有権が移転した日から起算して10年間とする。

3 甲は、第1項の規定により売買物件を買い戻すときは、売買代金を乙又は転得者に返還し、契約費用は返還しないものとする。この場合において、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

4 第16条の規定は、第1項の規定により買戻しを行った場合に準用する。

5 第1項の規定による買戻しの特約は、登記により設定するものとする。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合

(危険負担)

第13条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

(契約不適合責任)

第14条 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合
(危険負担等)

第13条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときはその損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から既に受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第18条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京 都 府
知 事

乙

※本契約書は、物件調書と一体で綴ることとする。